

(別紙 1)

25 練企企第 611 号

平成 26 年 3 月 17 日

練馬区有料広告事業に関する基本方針

I 有料広告事業の概要と広告媒体

- (1) 有料広告事業とは、印刷物やホームページへの広告掲載をはじめ、区が所有する様々な財産や事業で使用する有体物等を広告媒体として積極的に活用し、財源の確保と地域経済の活性化を目的として、民間事業者等の広告を掲載・掲出することをいう。
- (2) 地方公共団体が発行する印刷物等や所有する財産等を広告媒体にすることを考慮して、広告の内容については、別に定める「練馬区有料広告掲載・掲出基準」に基づき掲載・掲出の可否を判断する。
- (3) 広告媒体は広告掲載・掲出の対象となるもの全般とし、具体的には、印刷物やホームページのほか、設置、作成、所有、使用する有体物および庁舎等の区立施設を含む。(例 看板、掲示板、建物)
- (4) つぎの項目に該当する印刷物等は、有料広告掲載の対象外とする。
- ア 区の政策に関する基本方針、基本的な計画
(例) 練馬区長期計画 実施計画 高齢者保健福祉計画
- イ 申請書・申告書に類するもの
- ウ 通知書・納付書に類するもの(送付用の封筒は対象)

II 有料広告掲載・掲出

1 広告媒体の選定

効果的に財源の確保が図れるもの、または区内事業者等の PR 効果の高いものについて、事業または施設の所管部において検討の上、決定する。

印刷物については、1回の発行部数が 10,000 部以上の場合は広告の掲載を必ず検討することとし、発行部数が 10,000 部に満たない場合においても、媒体としての特性により広告掲載による経費の増額分以上の広告収入が見込まれるものについては、積極的に広告の掲載を検討する。

2 広告掲載・掲出の位置および規格等

広告媒体を所管する部において、広告媒体の性質、特徴を考慮したうえで定める。

区の財産を活用して行う有料広告事業について、広告代理店等民間からの提案に基づき実施する場合も、提案内容を所管部において検討のうえ定める。

3 広告料

- (1) 広告料は、以下のいずれかの方法により決定する。
- ア 所管部において、広告媒体の種類・規格・数量、他自治体および民間との料金比較、その他、諸々の条件（例　掲載期間の長短）を総合的に勘案して決定する。
 - イ 所管部において広告媒体の仕様を定めて公募を行い、これに対する広告主または広告代理店（以下「広告主等」という。）の応募額により決定する。
- (2) 屋内広告等で行政財産を使用する有料広告事業においては、行政財産の使用について練馬区公有財産管理規則に基づく使用許可手続を行い、広告主等に対し、練馬区行政財産使用料条例の規定に基づく使用料の納付を求める。なお、当該使用料は、(1) の広告料に含まない。

4 広告主等の条件および優先順位

- (1) 広告主等については、「練馬区有料広告掲載・掲出基準」に抵触しないことを条件とする。
- (2) 広告の掲載・掲出について複数の団体から申込みがあった場合は、以下により広告主等を選定する。
- ア 所管部においてあらかじめ広告料を決定している場合
原則として、公共性を基準にした以下の優先順位に基づき広告主等を選定する。
 - 1位 区内に事業所等を有する公益法人および区内に事業所等を有する民間事業者等のうち公共性の高い業種のもの（電気、ガス、交通等）
 - 2位 区内に事業所等を有する民間事業者等および団体等
 - 3位 上記順位以外の公益法人、民間事業者等および団体等
 - イ 広告主等の応募額により広告料を決定する場合
最も高い広告料を提示した広告主等を選定する。ただし、複数の団体から同額の広告料が提示された場合には、当該広告料を提示した団体の中で、アの優先順位に基づき広告主等を選定する。
 - ウ ア、イいずれの場合も、同順位の団体が複数ある場合は抽選により広告主等を決定する。
- (3) (2) にかかわらず、必要な場合には、広告媒体の特性、目的等に則した優先順位を別途設けることができる。

5 広告の募集方法／内容の審査

広告媒体を所管する部において、以下の点を考慮しながら決定する。

- (1) 募集方法

機会の公平を期すために原則として、ホームページ等での公募とする。ただし、

広告媒体の特性や広告主等の集まりやすさに応じて、特定の事業者や団体等に対して個別に掲載依頼することもできる。

また、採算性を考慮した上で、広告代理店等へ委託することも可能とする。

(2) 内容の審査

ア 「練馬区有料広告掲載・掲出基準」等に基づき、所管部において広告内容の審査を行う。

イ 審査の結果、広告掲載・掲出にふさわしくない内容と認められる場合、または不適切な表現がある場合には広告主等に対し修正を求める。修正に応じない場合には、広告掲載・掲出は行わないこととする。

ウ 特に全庁的な「広告審査委員会」のような組織は設置しない。

6 苦情等への対応

広告の掲載・掲出を行うことにより、区民から広告主や広告内容に関する苦情が寄せられる可能性がある。そこで、広告へは必ず、以下のような対応を施し、責任の所在を明確にする。

(1) 広告主等に対して

「区は広告内容に関して、一切の責任を負わないこと」、「苦情等については、広告主等が責任を持って誠実な対応をとること」、「区の基準に抵触することが判明した場合には、広告主等の責任において直ちに広告の撤去（印刷物の場合には回収）を行う等必要な対応をとること」などを募集要項に明記して周知の徹底を図る。

(2) 区民に対して

広告掲載媒体には、「区は広告内容に関して、一切の責任を負わないこと」、「広告内容に関する問い合わせは、広告主にすること」、「広告掲載期間中に名称、住所、問合せ先等、法人情報に変更が生じる場合があること」などの注記を付すものとする。

7 指定管理者制度適用施設における有料広告

指定管理者制度適用施設においては、指定管理者の自主事業として有料広告事業を行うことを可能とする。

広告主等および広告内容は「練馬区有料広告掲載・掲出基準」を遵守することとし、広告収入については、その一部を指定管理業務における収入として積算することにより、施設運営の効率化を図る。

III 民間との協働により経費削減を図る方法・形態

1 印刷物等の寄贈・協働発行

これまで、区が作成・発行していた印刷物等を区が資料提供、監修し、民間事業者

等が広告掲載募集を行い、その広告掲載料で印刷・発行経費を賄う、または経費を低減する方法・形態である。

この方法では、広告収入が区に入ることはないが、これまでかかっていた作成費用の全額または一部を削減することができる。

この方法を行う場合には、後々のトラブルを未然に防止するため、広告募集を行う民間事業者等と必ず協定書を交わすこととする。協定書には、以下のことを盛り込む。

ア 「II 有料広告掲載・掲出」に記載した内容（広告の規格、広告主の条件および優先順位、広告内容、苦情への対応等）についての規定

イ 広告主が不祥事を起こした場合の回収方法

ウ 在庫がなくなった場合の補充の有無および方法

2 その他の民間提案等の活用

新たな財源の確保、事業経費の削減および区民サービスの向上を図るため、区の財産を活用して行う有料広告事業等、広告代理店等民間からの提案を積極的に取り入れよう努めるものとする。

その際には法令等の規定に抵触することのないよう細心の注意を払うとともに、「練馬区有料広告掲載・掲出基準」に基づき適切に事業を実施する。

IV この基本方針の取扱い

この基本方針は、平成 26 年 4 月 1 日以降に募集を開始する有料広告事業に対して適用する。